

# 太子町新行政改革大綱（第3次）実施計画

取組状況（平成19年度上半期取組まで）

太子町

太子町新行政改革大綱(第3次)実施計画 取組状況 [平成19年度上半期まで]

項目名	実施計画における取組内容	実際の取組内容(19年度上半期まで)	計画上の取組(19年度)	実際の取組結果(19年度上)	効果見込額(17・18累計)	効果額(17・18累計)	その他得られた効果	今後の方針等
1 表彰制度の見直し	町表彰条例及び職員表彰規程の廃止も含めた見直しを行う。		実施	-	192	816		(1)～(5)の取組の結果、ほぼ目的が達成できたため、取組終了とする。
(1) 町表彰条例の見直し		スポーツ功労賞の表彰範囲について町民体育館と意見交換を行い、表彰の範囲を従来の「全国大会に出場し、優秀な成績を収めた者」から「全国大会に出場し、優秀な成績を収め、その功績が顕著な者」に改め、また、功績が顕著な者の基準を「テレビ、新聞等のマスメディアでその活動が報じられるなど社会的評価が高く、町民の誇りとなるもの」と決定した。 太子町表彰条例施行規則(H17.12.21一部改正、H18.4.1施行) 太子町表彰条例施行規則取扱内規(H17.12.21一部改正、H18.4.1施行) 【18年度取組終了】	-	実施	(92)	(110)		実施計画における取組内容の目的達成による取組終了
(2) 職員表彰規程の見直し		職員表彰規程について、在職25年表彰を廃止するとともに、退職表彰時の贈呈金員の引き下げ(2万円 1万円)を行い、また死亡退職を新設した。 太子町職員表彰規程(H17.5.11一部改正、同日施行) 【17年度取組終了】	-	実施	(100)	(637)		実施計画における取組内容の目的達成による取組終了
(3) 教職員表彰規程の見直し		H17年度より町外転出教職員の表彰を廃止し、退職表彰のみ行うこととした。 太子町教育委員会表彰内規(H18.3.1一部改正、同日施行) 【17年度取組終了】	-	実施	(0)	(42)		実施計画における取組内容の目的達成による取組終了
(4) スポーツ振興賞の見直し		町表彰条例のスポーツ功労賞と併せて見直しを行い、スポーツ功労賞が従来より基準を高くすることとしたため、スポーツ振興賞は基準を従来どおりとすることを決定し、賞状、記念品の単価等を抑制することとした。 【17年度取組終了】	-	終了	(0)	(27)	18年度から賞品単価の引き下げを実施	1-(1)と併せて検討した結果、現行どおりとすることを決定し、取組終了とする。
(5) 消防団表彰規程の制定		消防団の表彰規程について必要性の有無を含め検討するとともに、県内市町の制定状況の調査を行った結果、消防団とも協議のうえ、規程を制定した。 太子町消防表彰規則(H17.12.7制定、同日施行) 【17年度取組終了】	-	実施	(0)	(0)		実施計画における取組内容の目的達成による取組終了
2 イベント事業の見直し	町主催イベントの廃止も含めた見直しを行う。		実施	-	10,953	14,495		(1)～(5)の取組の結果、当初の目的は達成できているため、取組終了とする。
(1) 太子あすかふるさとまつり		事業の見直しを行い、負担金額の見直しを行った。 【17年度取組終了】	-	実施	(4,000)	(4,000)		当初の目的は達成できたが、近年マンネリ化しているため、実施の可否を含めて、まつりのあり方を検討する。
(2) 敬老会の見直し		事業の見直しにより祝品等の経費の節減を行い、平成17年度予算に反映した。高齢者の増加により、出席者数の増加が近年顕著であるため、敬老会のあり方について検討を行っている。	-	実施	(3,300)	(3,956)		当初の目的は達成できたが、対象となる高齢者が年々増加しているため、実施の可否を含めて、敬老会のあり方を検討する。
(3) 健康福祉まつり		H16年度をもって健康福祉まつりを廃止し、健康講演会を隔年実施することを決定した。 【17年度取組終了】	-	実施	(884)	(2,641)		実施計画における取組内容の目的達成による取組終了
(4) レンゲまつり		町が主体となるレンゲまつりはH17年度をもって廃止し、18年度以降、各地域で実施する場合に補助することに決定した。 【17年度取組終了】	-	実施	(2,598)	(3,898)		実施計画における取組内容の目的達成による取組終了
(5) 綱引き大会の廃止		参加チーム数の減少で16年度大会の開催が中止となり、廃止を含めた検討を行った結果、17年度以降廃止することを決定した。 【17年度取組終了】	-	実施	(171)	(0)		実施計画における取組内容の目的達成による取組終了
3 交際費の見直し	交際費の見直しを行い、削減を図る。	支出範囲及び支出金額を整理し、18年度予算額を減額するとともに、交際費の支出及び公表に係る基準を制定した。 町・町長交際費の支出及び公表に関する基準(H18.3.23制定、H18.4.1施行) 【17年度取組終了】	実施	実施	776	1,566		実施計画における取組内容の目的達成による取組終了

太子町新行政改革大綱(第3次)実施計画 取組状況 [平成19年度上半期まで]

項目名	実施計画における取組内容	実際の取組内容(19年度上半期まで)	計画上の取組(19年度)	実際の取組結果(19年度上)	効果見込額(17・18累計)	効果額(17・18累計)	その他得られた効果	今後の方針等
4 町刊行物の配布委託の見直し	自治会へ委託している町刊行物の見直しを行う。	配布物の種類を少なくするため、年間配布予定物の一覧表の作成を行い、広報等への集約化について調査・検討を行うとともに、民間業者委託との比較を行った結果、現行の自治会による配布費用は高額ではなく、自治会との連携により行政運営を図っていく必要性が高いことから現行どおりとした。 【18年度取組終了】	実施	終了	0	0		実施計画における取組内容の目的達成による取組終了
5 庁内会議の充実強化	庁議、部長会議、課長会議の活用と充実化に努める。	庁議は毎月定期的に、部長会議は審議事項のある場合に随時開催することとし、会議で審議された課題や報告事項については、原則、庁内に公開することにより、職員で共有化し、担当業務にとらわれることなく、町行政全般への参画意識の高揚を図った。	推進	推進	0	0		実施計画における取組内容の目的達成による取組終了
6 公用車の見直し	庁用バス・町長公用車・一般公用車の見直しを行う。		実施	実施	2,074	2,889		検討した結果により、実施できたものと現行どおりとするもの結論が出たため、取組終了とする。 (1)・(3)は、状況変化により、通常事務で見直しを検討する。
(1) 町長公用車の見直し		町長公用車のあり方について検討した結果、従来どおり継続することとした。 【17年度取組終了】	実施	終了	(0)	(0)		検討した結果、現行どおりとすることを決定し、取組終了とする。状況が変化した場合には、通常事務として検討を行う。
(2) 庁用バスの見直し		庁用バスを2台から1台へ削減し、バスの定員を42人から34人へ、買取方式からリース方式へ見直しした。 【18年度取組終了】	実施	実施	(2,074)	(2,889)		実施計画における取組内容の目的達成による取組終了
(3) 一般公用車の見直し		使用頻度を集計し検討した結果、現状の台数を適正台数としううえで、導入方法についてリース契約、中古車購入等の検討を行ったが、コスト、信頼性の面から導入しないことを決定した。 なお、業務等の変更時には使用頻度の集計を継続して行うことでその変化を捉え、必要に応じて検討することとした。 【17年度取組終了】	実施	終了	(0)	(0)		検討した結果、現行どおりとすることを決定し、取組終了とする。状況が変化した場合には、通常事務として検討を行う。
7 事務処理マニュアルの作成	係単位で事務処理手順書を作成し、迅速かつ確実な事務引継ぎを図る。	各所管で独自様式にて作成していたマニュアルを、全所管統一様式にて整備することとし、一部を除き整備完了した。また、新規事務等の追加などによる更新を指示した。	実施	実施	0	0		実施計画における取組内容の目的は達成できたが、新たに対応すべき項目のマニュアル化等が必要であるため、引き続き取組を推進する。
8 事務決裁・事務委任等の見直し	専決区分、事務委任規定の整備を図り、長の専決処分事項の規定について検討する。	専決処分事項について、県下他市町の状況を調査を進めていたが、地方自治法の改正等において、議会の活性化が求められている状況であり、議会の権能を抑制する見直しは行わない方が良く判断し、見直しは行わないことを決定した。 【19年度上半期取組終了】	実施	終了	0	0		検討した結果、現行どおりとすることを決定し、取組終了とする。
9 職員事務服貸与の見直し	職員の事務服、作業服の貸与について、廃止も含めた見直しを行う。	平成17年6月より、事務服(ブレザー、ベスト、代替服等)を廃止した。また、作業服の貸与について検討を進め、防災関係等において支給されていない職員に対し、支給する方向で見直すこととした。	実施	実施	200	102		作業服の貸与についての検討を残しているため、引き続き検討を行う。
10 ノー残業デーの創設	ノー残業デーを導入し、時間外手当・光熱水費の削減を図る。	平成17年4月より、毎週水曜日をノー残業デーとして時間外勤務手当、光熱水費の削減に努めたが、削減に至っていない。 【17年度取組終了】	実施	実施	4,080	13,845		ノー残業デーの創設は実施できたが、時間外勤務手当が削減できなかったため、引き続き取組を推進する。
11 IP電話、光電話の検討	庁内ネットワークを活用したIP電話、光電話の導入について検討する。	現在加入している企業の通話基本料金の調査を行うとともに、導入経費及び効果見込額の比較検討を行い、現時点ではIP電話、光電話の導入は見送り、現在の電話機の更新時に、再度、導入の検討を行うこととした。 【18年度取組終了】	実施	終了	428	0		検討した結果、現行どおりとすることを決定し、取組終了とする。使用機器のリースアップ時に、通常事務として検討を行う。
12 職員団体生命保険負担金の見直し	職員の団体生命保険の公費負担について、廃止も含めた見直しを行う。	平成17年度より団体生命保険の掛金負担の廃止を決定し、規程を廃止した。 太子町職員弔慰金支給規程(H17.5.12廃止、同日施行) 【17年度取組終了】	実施	実施	1,047	2,094		実施計画における取組内容の目的達成による取組終了
13 卓上ネームプレートの廃止等	卓上ネームプレートを廃止し、座席表を表示する。	卓上ネームプレートを廃止し、来客カウンターに座席表を掲示した。 【17年度取組終了】	実施	実施	10	4		実施計画における取組内容の目的達成による取組終了

太子町新行政改革大綱(第3次)実施計画 取組状況 [平成19年度上半期まで]

項目名	実施計画における取組内容	実際の取組内容(19年度上半期まで)	計画上の取組(19年度)	実際の取組結果(19年度上)	効果見込額(17・18累計)	効果額(17・18累計)	その他得られた効果	今後の方針等	
14	複合プリンタ導入の検討	複合プリンターの導入について検討する。	導入可能施設の機器の利用実績や現状のリース状況及び導入経費等を調査・確認した結果、高額であること及び17年度にFAXの置き換えを行ったことで、業務用複合プリンターの導入は現時点では見送ることとし、リースアップ時に再度検討することとした。 【18年度取組終了】	実施	終了	273	0	検討した結果、現行どおりとすることを決定し、取組終了とする。個々の機器のリースアップ時に、通常事務として検討を行う。	
15	納付書等の送付方法の見直し	バーコード記載による納付書及び収納済通知書の一括送付を図る。	県内市町の納付書及び収納済通知書の送付状況及び業務システム置き換え時の対応について調査した結果、庁内システムの置き換え後に、県町民税、固定資産税、国民健康保険税の納付書を「ブック方式」で一括送付することとした。また、口座振替収納済通知書は19年度より廃止した(県町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び保育所保育料、町立墓園年間管理料、幼稚園保育料、学童保育園保護者負担金、介護保険料の口座振替収納済通知書)。	実施	検討	0	0	検討した結果、システムの置換により一括送付することとなったため、取組終了とする。バーコードの記載は関連するコンビニ収納に含めて検討を行う。	
16	残不足等による再振替の実施	再振替の通知方法及び再度契約を変更し、口座振替率の向上を図る。	残不足等により振替できなかった口座について、再振替を実施し早期納付に努めた。 【17年度取組終了】	実施	実施	21,600	22,036	納税者の利便性が向上	実施計画における取組内容の目的達成による取組終了
17	消防団の見直し	組織、消防設備及び手当等の見直しを行う。	大規模災害発生時の人員確保及び再編に伴う消防施設・車両等に係る一時的な費用の確保などの問題点があるため、組織の見直しは当面行わないことを決定し、また、団員の報酬・手当については、近隣市町について調査を行い、見直し(案)の作成を行う。	検討	検討	0	0	継続して検討しているが、当面、現行どおりとなる見込であるため取組終了とし、状況変化により通常事務で見直しを検討する。	
18	公共工事のコスト縮減	行動計画の執行状況を定期的に調査し、その執行管理の徹底及びコスト縮減を図る。	コスト縮減計画に基づき、市場の汎用品・工場生産品・コンクリート二次製品の活用及び建設副産物の利用促進に努めている。	推進	推進	0	0	日常的に公共工事コスト縮減に取り組んでいるため、通常業務として推進を図ることとして取組終了とする。	
19	小中学校教師用指導書の見直し	教科書に最も則した指導書に限定するとともに、小学校分については、音楽・図画工作・家庭・保健を複数クラスで共有使用し、購入冊数の削減を図る。	教師用指導書購入の基準を定め、小学校においては音楽、図画工作、家庭、保健について、従前は1クラス1冊であったものを複数クラスで共有使用することとして17年度予算に反映、執行し、中学校については教科担任制であるため共有使用とはせずに、必要な指導書を厳選することとして、18年度予算に反映した。 【17年度取組終了】	実施	実施	1,225	1,298	実施計画における取組内容の目的達成による取組終了	
20	入札制度の改善	現行入札制度の透明性、公平性等を踏まえた検討を継続的に実行改善を図る。	他市町で行われている制度の調査を行い、制限付一般競争入札において一部地域要件の変更を行うとともに「太子町制限付一般入札方式施行要綱」の一部改正を実施した。 平成19年度より、制限付一般競争入札に係る対象工事の拡大(「舗装工事」の追加)及び、制限付一般競争入札の拡充(予定価格2,500万円以上の土木工事一式から予定価格700万円以上の土木工事一式、舗装工事に拡充)することとした。入札・契約手続等の一層の事務適正化を図るため、公共工事関係所長及び各工事担当者を対象に研修会を開催した。	推進	推進	0	0	入札制度の透明性、公平性を更に推進する必要があると考えられるため、電子入札の導入も含めた検討を引き続き行う。	
21	災害見舞金の見直し	災害見舞金の対象、基準及び金額等の見直しを行う。	県内市町の制度を調査し、災害見舞金の対象、基準及び金額の比較検討を行った結果、以下のとおり例規を廃止・制定し、施行した。 太子町災害見舞金支給内規(H17.12.7廃止、H18.3.31迄経過措置) 太子町災害見舞金等支給規則(H17.12.7制定、H18.4.1施行)	実施	実施	150	200	実施計画における取組内容の目的達成による取組終了	
22	各種融資制度の見直し	融資条件の見直しを行う。利子補給制度の廃止について検討する。	町の各種融資制度について融資条件の見直しを検討したが、県融資制度の補完的意味合いがあり、現時点での変更は困難なため、現行どおり継続することとし、19年度予算において勤労者住宅資金融資預託金の減額のみ実施した。 利子補給制度は、利用者が多く商工会からの要望も強いいため、協議・検討した結果、現行どおり継続することとした。 【18年度取組終了】	検討	終了	0	0	検討した結果、現行どおり(預託金は減少)とすることを決定し、取組終了とする。状況が変化した場合には、通常事務として検討を行う。	

太子町新行政改革大綱(第3次)実施計画 取組状況 [平成19年度上半期まで]

項目名	実施計画における取組内容	実際の取組内容(19年度上半期まで)	計画上の取組(19年度)	実際の取組結果(19年度上)	効果見込額(17・18累計)	効果額(17・18累計)	その他得られた効果	今後の方針等	
23	公共施設運営方法の見直し	〔役場庁舎〕 土日に提供可能な住民サービスについて検討する。 〔出先機関〕 休館日の縮減、時季に応じた開館時間の延長、需要の多い利用目的への転用等について検討する。 出先機関の窓口において可能な住民サービスの提供を図る。	【役場庁舎】 土日に提供可能な住民サービスについて、住民票等の電話予約システムを検討した結果、現状の夜間ポスト、郵送で対応できているため、実施しないことを決定した。 【出先機関】 年末年始の休館日を12/29～1/3に統一する条例改正を行い、19年度から施行するとともに、体育館、図書館、歴史資料館、文化会館において、より多くの利用者の増加を見込めるように、休館日の変更の試行を19年度から実施した。 年末年始の休館日等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例(H19.3.26制定、同日施行)	実施	実施	0	0		〔役場庁舎〕 継続的な検討が必要であるため、引き続き検討を行う。 〔出先機関〕 年末年始の休館日を統一するとともに、利用者に合わせた休館日を弾力的に試行しているため取組終了とする。
24	総合的な子育て支援体制の確立	就学前児童の健全な子育て支援について検討する。 幼稚園の統合が決定された場合、統合後の園舎の保育所への用途変更について検討する(定員90人・民間委託)。	旧石海南幼稚園を公立石海保育所(定員60名)としてH18.9から開所した。 太子町保育所の設置に関する条例(H18.3.27一部改正、H18.4.1施行) 「旧太田東幼稚園跡地利用調整会議」(担当:財政課)で決定するため、32「町有財産の有効活用」で検討を進めることとした。 【18年度取組終了】	実施	実施	0	0	18年度 待機児童34人解消	実施計画における取組内容の目的が概ね達成されたため、取組終了とする。 なお、子育て支援策については、具体的に新規項目として取り組む。
25	公立保育所の定員増	斑鳩保育所の定員を100人から120人に改正する。	17年4月から、斑鳩保育所の定員を100人から120人に増やした。 【17年度取組終了】	実施	実施	0	0	待機児童年間約20人解消	実施計画における取組内容の目的達成による取組終了
26	保育所の保育時間の延長	保育時間を午後6時から午後7時までの延長について検討する。	現状の調査を行った結果、現時点で公立保育所ではコストに対しての効果が少ないと考えられるので、保育時間の延長は実施しないこととした。 【17年度取組終了】	実施	終了	0	0		検討した結果、現行どおりとすることを決定し、取組終了とする。
27	児童館の開館時間の延長	夏休み期間中の開館時間を午後5時から午後6時まで延長する。	17年度の夏休み期間中(7/21～8/31)、従来の閉館午後5時を午後6時にして、1時間の開館時間の延長を実施したが、入館者数が減少するとともに、従来実施していた行事が実施できなくなるなどのデメリットが生じたため、18年度から16年度以前の開館時間に戻した。 【18年度取組終了】	実施	終了	0	0		17年度に実施した結果、18年度から現行どおりとすることを決定し、取組終了とする。
28	幼稚園の預かり保育の時間延長	幼稚園の預かり保育時間を午後5時から午後6時まで延長する。	17年4月から、従来の午後5時までの預かり保育について、午後6時まで、1時間の時間延長を実施した。 太子町立幼稚園における預かり保育に関する条例(H16.12.22一部改正、H17.4.1施行) 【17年度取組終了】	実施	実施	0	0	時間延長利用者 17年度延べ152人 18年度延べ287人	実施計画における取組内容の目的達成による取組終了
29	学童保育の時間延長	学童保育時間を午後6時から午後7時まで延長する。	17年4月から、従来の午後6時までの学童保育について、午後7時まで、1時間の時間延長を実施した。 太子町学童保育園事業実施条例(H16.12.22一部改正、H17.4.1施行) 【17年度取組終了】	実施	実施	0	0	時間延長利用者 17年度20～30人/日 18年度7～11人/日	実施計画における取組内容の目的達成による取組終了
30	役場庁舎の建設	防災拠点と兼ね備え、ワンストップサービスが提供できる役場庁舎の建設について検討する。	太子町総合計画実施計画に係る10か年計画を見直し、[21年度]実施設計 [24・25年度]建築実施とした。また建築手法の研究と他団体の事例調査を行うとともに、8月に開催した「まちづくりの集い」において竣工計画年度の説明を行った。	検討	検討	0	0		現在も検討しているが、建設予定を24・25年度としているため、引き続き検討する。
31	投資的事業の抑制	第4次総合計画の事業計画の見直しを行う。 コスト縮減方法の調査・研究を行う。	年度毎の実施計画について各所管と調整を行い、投資的事業の抑制を図った。	推進	推進	120,000	170,072		現在も取組の推進を図っているが、厳しい財政状況下において、引き続き取組を推進する。
32	町有財産の有効活用	遊休土地の売却及び有償貸付について検討する。	遊休土地及び周辺用地(道路等)等の調査を実施するとともに、旧太田東幼稚園跡地の利用について検討を行った結果、19年度より子育て学習センター、生涯学習ボランティアセンターとして活用することを決定し、転用工事を実施した。	検討	検討	0	0		現在も検討しているが、引き続き取組を推進する。
33	自主財源の確保(33-1～8の合計)	滞納整理の着実な実施により徴収率の向上を図る。 受益者負担の適正化を図る。		実施	-	61,822	195,263		

太子町新行政改革大綱(第3次)実施計画 取組状況 [平成19年度上半期まで]

項目名	実施計画における取組内容	実際の取組内容(19年度上半期まで)	計画上の取組(19年度)	実際の取組結果(19年度上)	効果見込額(17・18累計)	効果額(17・18累計)	その他得られた効果	今後の方針等
33 (1) 納税の利便性の向上	コンビニへの町税等の収納委託について検討する。 夜間納税窓口の設置について検討する。	コンビニ収納委託について、受託の条件や導入市町の状況等を調査し、利便性が向上する認識はあるが、徴収率の向上には必ずしも結びつかないとの回答を得るとともに、システム構築等対費用効果を検討した。 納税者の利便性を向上するため、平成19年5月からコンビニ収納実施までの代替措置として、第4日曜日に納税窓口を開設することとした。	実施	実施	(0)	(0)		現在も検討しているが、引き続き取組を推進する。
(2) 法人町民税の制限税率の適用	大規模企業の均等割、所得割への制限税率導入について検討する。	実施に向けて企業に理解していただく必要があるため、法人に対する周知期間等を検討するとともに、県下市町の最新の法人税賦課状況、法人均等割、法人税割採用状況を調査し、併せて法人町民税システムの構築について業者との協議を行った。	検討	検討	(0)	(0)		現在も検討しているが、引き続き取組を推進する。
(3) 都市計画税の賦課	都市計画税導入について検討する。	県下市町の最新の都市計画税賦課実態を調査するとともに、都市計画税が充当できる事業を研究し、また、システム変更における業務内容の検討を行った。	検討	検討	(0)	(0)		現在も検討しているが、引き続き取組を推進する。
(4) 滞納金の整理の強化	収納体制の強化を図る。	17年4月より収税管理室を設置し、収納体制の強化を図るとともに、以下の取組を行った。 (17年度の主な取組)・大口滞納者の納税相談、財産調査等の実施 (18年度の主な取組)・過年度分催告書送付、滞納者に文書催告書送付、分納誓約違反通知、過年度転出納付者に処分前催告書送付、月末訪問徴収、預金差押予告送付などの実施 (19年度の主な取組)・10万円以上滞納者で納付実績のない滞納者に文書催告書を送付し、休日納税相談を実施、県職員による整理回収チームの派遣を受け入れ、過年度滞納者に処分前催告書の送付、広報紙による徴収強化月間(8月)の周知	実施	実施	(8,600)	(69,327)		現在も取組の推進を図っているが、厳しい財政状況下において、引き続き取組を推進する。(滞納金の種別ごとに細分化して取り組む)
(5) 納期前納付報奨金の見直し	平成17年4月から納期前納付報奨金を0.5%から0.25%へ引き下げる。	17年4月から、従来の0.5%から0.25%へ引き下げた。 太子町税条例(H16.12.22一部改正、H17.4.1施行) 【17年度取組終了】	実施	実施	(13,050)	(16,322)		実施計画における取組内容の目的達成による取組終了
(6) 納期前納付報奨金の廃止	納期前納付報奨金の廃止について検討する。	19年4月より、納期前納付報奨金を廃止した。 太子町税条例(H18.9.26一部改正、H19.4.1施行) 【19年度上半期取組終了】	実施	実施	(0)	(0)		実施計画における取組内容の目的達成による取組終了
(7) 住民税退職減免の見直し	退職時減免措置の廃止も含めた見直しを行う。	住民税退職減免について、以下のとおり改正し、施行した。 所得額200～600万円・・・従来の減免率より10%削減 高額所得者(600～800万円)・・・減免の廃止 町税の減免に関する規程(H18.3.31一部改正、H18.4.1施行) 【18年度取組終了】	実施	実施	(172)	(1,222)		実施計画における取組内容の目的達成による取組終了
(8) 国民健康保険税率の見直し	国民健康保険税率の改正について検討する。	16年度の特別会計決算状況を踏まえ、税率改正に係る条例改正を実施し、18年度より施行した。 太子町国民健康保険税条例(H18.3.27一部改正、H18.4.1施行) 後期高齢者医療制度(平成20年度～)に合わせて、19年度に資産割の割合の引き下げも含めた税率改正の検討を行うこととした。	実施	実施	(40,000)	(108,392)		医療制度改革及び保険給付等の動向をみて、引き続き取組を推進する。
34 使用料・手数料の適正化	受益者負担の適正化の観点から、すべての使用料・手数料の見直しを行う。 公共施設の使用料においては、施設の維持管理経費との均衡に配慮し、一定の基準の策定について検討する。		実施	-	7,500	9,358		18年度に全ての使用料・手数料について見直しを行ったが、定期的に継続して取り組む必要があると考えられるため、引き続き取組を推進する。
(1) 下水道使用料の見直し		新たな料金階層を盛り込んだ下水道使用料改定(案)を作成し、行財政審議会に諮問、答申を受け、料金改定に係る条例改正を実施した。 太子町下水道条例(H17.12.22一部改正、H18.4.1施行) 【18年度取組終了】	-	実施	(7,500)	(9,358)		現在も取組の推進を図っているが、受益者負担の適正化を図るため、引き続き取組を推進する。
(2) 水道料金の見直し		水道料金改定(案)を作成し、行財政審議会に諮問し、審議された結果、答申を得て9月定例会に太子町水道給水条例改正の議案を上程した。 太子町水道事業給水条例(H19.10.9一部改正、H20.1.1施行)	-	検討	(0)	(0)		現在も取組の推進を図っているが、受益者負担の適正化を図るため、引き続き取組を推進する。
(3) 保育所保育料の見直し		近隣市町の保育所保育料の調査を行った。	-	検討	(0)	(0)		現在も取組の推進を図っているが、受益者負担の適正化を図るため、引き続き取組を推進する。

太子町新行政改革大綱(第3次)実施計画 取組状況 [平成19年度上半期まで]

	項目名	実施計画における取組内容	実際の取組内容(19年度上半期まで)	計画上の取組(19年度)	実際の取組結果(19年度上)	効果見込額(17・18累計)	効果額(17・18累計)	その他得られた効果	今後の方針等
35	各種健診個人負担金の適正化	個人負担金は、健診経費の3割を基準額として設定し、事業所等の町外受診者は個人負担金を2倍とする。	「太子町住民検診の個人負担金に関する要綱」について、個人負担金は健診経費の3割、町外在住の受診者は2倍とする内容の改正を実施した。 太子町住民検診の個人負担金に関する要綱(H17.4.20一部改正、H17.4.1施行)医療制度改革及び高齢者の確保に関する法律(案)の見直し等の情報を収集し、平成20年度より導入される特定健康診査制度及び後期高齢者医療制度の創設も視野に入れ、関係機関や国民健康保険担当課と調整を行った。	実施	実施	240	341		17年度より実施しているが、めまぐるしく変わる医療制度改革(後期高齢者医療制度、特定健診等)に対応するため、継続して取り組む必要があると考えられるため、引き続き取組を推進する。
36	各種団体への補助金・委託料・負担金等の見直し	継続して支出しているすべての補助金、負担金、委託料の公益性、行政効果を再検証し、見直しを行う。 サンセット方式(補助期間を定めた上、期間満了後の再評価の結果によっては、自動的に廃止となる制度)の導入について検討する。	事業評価を行うとともに、部長会議、行財政改革推進本部会議、関係課ヒアリング等を実施し、内部方針を次のとおり決定した(カッコ内は補助事業数)。 引き続き交付すべきもの(32) 原則、交付すべきものであるが、見直しが必要なもの(26) 縮小の方向とすべきもの(24) 廃止とすべきもの(4) 科目変更すべきもの(3) また、すべての補助事業をサンセット方式として、3年後に再度、全補助事業を見直すこととするともに、支給根拠となる例規の整備を実施した。 太子町補助金等交付規則(H18.3.17制定、H18.4.1施行) 太子町各種団体等補助金交付要綱(H18.3.17制定、H18.4.1施行) その他個別の補助金例規の制定及び改廃 委託料・負担金の見直しを行い、見直しの方針を決定した。 【18年度取組終了】	実施	実施	5,000	5,019		17年度に全ての補助金、18年度に全ての委託料・負担金について見直しを行ったが、定期的に継続して取り組む必要があると考えられるため、引き続き取組を推進する。
37	各種団体への補助金・委託料・負担金等の見直し	各種団体への補助金額を1割削減する。	17年度予算編成において、各種団体等への補助金額を概ね1割削減した。 【17年度取組終了】	実施	実施	53,992	61,927		実施計画における取組内容の目的達成による取組終了
38	企業誘致の推進	企業誘致を進めるために、優遇策の推進や立地環境等の整備について検討する。	企業誘致に係る優遇措置等を整備し、東芝・キャノン合併のS E D機工場の進出が決定したが、白紙撤回されたため、今後の工場立地について企業の動向を見守ることとした。	推進	推進	0	0		取組の推進を図ってきたが、予定されていた家電メーカーの工場立地が白紙撤回されたため、今後は通常事務として、推進を図る。
39	民間委託の推進	すべての公共施設において、新たに指定管理者制度、業務の一部民間委託について推進する。 すべてに民間委託している業務については、定期的な点検を行い、より業務の民間委託を推進する。		推進	-	1,500	3,620		
	(1) 地区公民館(4館)の委託		近隣及び県下市町の施設の取組状況について調査・研究を行うとともに、社会教育審議会に諮問し、先進地事例の調査内容を報告した。	-	推進	(1,500)	(0)		現在も継続して検討を行っているが、当初計画において21年度までに結論付けることとしているため、引き続き検討を行うこととする。
	(2) 給食センターの業務委託		18年4月より学校給食搬送業務の委託を実施した。 調理業務の委託について、民間委託等検討委員会(庁内)で検討した民間委託計画(素案)について、教育委員会及び庁議においてそれぞれ承認が得られたため、学校教育審議会に諮問し、答申を受けた。また、その経過・内容を常任委員会、教育委員会、保護者、学校関係者及び職員等に説明及び報告を行った。 委託事業者については、公募型企画提案方式(プロポーザル方式)で選定する事が決定したため、募集要項・仕様書を作成するとともに、町ホームページ及び関西学校給食サービス協会を通じ募集を行った。	-	推進	(0)	(3,620)		既に給食の配送委託を実施しているが、調理委託を20年度から実施する予定であるため、引き続き取り組む。
	(3) 町民体育館の委託		近隣及び県下市町の施設の取組状況について調査・研究を行うとともに、社会教育審議会に諮問し、先進地事例の調査内容を報告した。	-	推進	(0)	(0)		現在も継続して検討を行っているが、当初計画において21年度までに結論付けることとしているため、引き続き検討を行うこととする。
	(4) 陸上競技場・テニスコートの委託		近隣及び県下市町の施設の取組状況について調査・研究を行うとともに、社会教育審議会に諮問し、先進地事例の調査内容を報告した。	-	推進	(0)	(0)		現在も継続して検討を行っているが、当初計画において21年度までに結論付けることとしているため、引き続き検討を行うこととする。
	(5) 図書館の委託		近隣及び県下市町の施設の取組状況について調査・研究を行うとともに、社会教育審議会に諮問し、先進地事例の調査内容を報告した。	-	推進	(0)	(0)		現在も継続して検討を行っているが、当初計画において21年度までに結論付けることとしているため、引き続き検討を行うこととする。

太子町新行政改革大綱(第3次)実施計画 取組状況 [平成19年度上半期まで]

項目名	実施計画における取組内容	実際の取組内容(19年度上半期まで)	計画上の取組(19年度)	実際の取組結果(19年度上)	効果見込額(17・18累計)	効果額(17・18累計)	その他得られた効果	今後の方針等
39 (6) 文化会館の委託	すべての公共施設において、新たに指定管理者制度、業務の一部民間委託について推進する。	近隣及び県下市町の施設の取組状況について調査・研究を行うとともに、社会教育審議会に諮問し、先進地事例の調査内容を報告した。	-	推進	(0)	(0)		現在も継続して検討を行っているが、当初計画において21年度までに結論付けることとしているため、引き続き検討を行うこととする。
(7) 歴史資料館の委託	すべてに民間委託している業務については、定期的な点検を行い、より業務の民間委託を推進する。	近隣及び県下市町の施設の取組状況について調査・研究を行うとともに、社会教育審議会に諮問し、先進地事例の調査内容を報告した。	-	推進	(0)	(0)		現在も継続して検討を行っているが、当初計画において21年度までに結論付けることとしているため、引き続き検討を行うこととする。
(8) 中央公民館の委託		近隣及び県下市町の施設の取組状況について調査・研究を行うとともに、社会教育審議会に諮問し、先進地事例の調査内容を報告した。	-	推進	(0)	(0)		現在も継続して検討を行っているが、当初計画において21年度までに結論付けることとしているため、引き続き検討を行うこととする。
(9) 水道事業所の委託		施設運営管理及び業務管理の委託について資料収集及び近隣市町、企業団の調査を行うとともに研修会へ参加した。	-	推進	(0)	(0)		現在も継続して検討を行っているが、当初計画において21年度までに結論付けることとしているため、引き続き検討を行うこととする。
(10) 斑鳩保育所の委託		児童福祉に取組む体制として、1ヶ所は行政として取組む方向性が決定された。 24で記載した旧石海南幼稚園に新設する公立石海保育所(H18.9開所予定)については、指定管理者制度を導入し、運営することとした。 太子町保育所の設置に関する条例(H18.3.27改正、H18.4.1施行) 【17年度取組終了】	-	終了	(0)	(0)		検討した結果、現行どおりとすることを決定し、取組終了とする。
(11) 児童館の委託		児童福祉に取組む体制として、1ヶ所は行政として取組む方向性が決定された。 【17年度取組終了】	-	終了	(0)	(0)		検討した結果、現行どおりとすることを決定し、取組終了とする。
(12) つくも荘の委託		現在、シルバー人材センターへ委託しており、事業費も抑制できているため、今後も継続して委託とすることが決定された。 【17年度取組終了】	-	終了	(0)	(0)		検討した結果、現行どおりとすることを決定し、取組終了とする。
(13) 南総合センターの委託		隣保館設置運営要綱第2項に、隣保館は市町村が設置し、運営することが定められており、民間委託しないことが決定された。 【17年度取組終了】	-	終了	(0)	(0)		検討した結果、現行どおりとすることを決定し、取組終了とする。
40 各種団体役員への連絡文書の配達のシルバー委託	各種団体役員への連絡文書の配達業務について、シルバー委託を図る。	平成17年4月よりシルバー委託を実施した。 【17年度取組終了】	実施	実施	0	66		実施計画における取組内容の目的達成による取組終了
41 広域における行政運営の調査・研究	既存の広域事業や今後広域で取り組む事業の調査・研究を継続する。	西播磨地域の合併が終了し、広域行政の枠組みが決定したことを受けて、西播磨市町長会(5市6町)、播磨中央広域行政協議会(2市4町)、揖龍広域行政運営委員会(1市1町)を継続運営することが決定した。	推進	推進	0	0		近隣市町の合併による枠組みが決定したため、通常事務として調査研究を行う。
42 一部事務組合の統合	揖南衛生施設一部事務組合の揖龍保健衛生施設事務組合への統合を進め、組織運営の合理化を図る。	揖南衛生施設一部事務組合と揖龍保健衛生施設事務組合の統合について関係市町と協議を進め、18年4月より両事務組合の事務を統合し、揖龍保健衛生施設事務組合を存続事務組合とすることが決定された。 【18年3月議会関連議案名】 議案第24号 揖南衛生施設一部事務組合の解散について 議案第25号 揖南衛生施設一部事務組合の解散に伴う財産処分について 議案第28号 揖龍保健衛生施設事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について 【18年度取組終了】	実施	実施	927	927		実施計画における取組内容の目的達成による取組終了
43 電子自治体の推進	I Tを利用した各種申請手続き等の24時間受付、電子入札、施設予約、行政情報の提供等電子自治体の構築を図る。	兵庫県及び他市町の動向等の情報収集を行うとともに、費用対効果において検討を進めた結果、兵庫県電子自治体推進協議会が構築を進める共同運営システムが18年3月に運用開始されたが(26市町参加)、加入経費が高額であるとともに庁内システムの改修が必要であり、また、機能的に本町においては効率的ではないため、不参加を決定した。	推進	推進	0	0		現在も推進を図っているが、さらに住民の利便性の向上と費用対効果の観点から、引き続き検討を進める。
(1) 行政カード導入の検討	行政サービス(各種申請届出等)における行政カード導入について検討する。	利用頻度、導入経費等の調査・検討を進めたが、現時点での費用対効果は少ないと考えられたため、導入を見送ることとした。 【18年度取組終了】	実施	終了	0	0		検討した結果、導入を見送ることを決定し、取組終了とする。

太子町新行政改革大綱(第3次)実施計画 取組状況 [平成19年度上半期まで]

項目名	実施計画における取組内容	実際の取組内容(19年度上半期まで)	計画上の取組(19年度)	実際の取組結果(19年度上)	効果見込額(17・18累計)	効果額(17・18累計)	その他得られた効果	今後の方針等
43	(2) 地図情報システムの活用	地図情報システムの総合的な活用について検討する。		実施	0	0		現在も取組の一部を実施しているが、継続して取組を推進する必要があるため、引き続き取組を推進する。
	(3) 電子データの保護	「セキュリティポリシー」の全職員への周知徹底と見直しを行う。		推進	0	0		現在も取組の推進を図っているが、定着してきているため、今後、通常事務として取組を推進する。
44	出前講座の実施	出前講座実施要領を制定し、実施する。	17年7月から出前講座を開始し、延べ86回(18年度末時点)の講座を実施した。今後も要望に応じメニューを見直し継続することとした。 【17年度取組終了】	実施	0	0	講座回数 17年度延べ33回 18年度延べ53回	行政情報の積極的な提供の観点から、更に推進する必要があると考えられるため、引き続き取組を継続する。
45	ホームページの充実	各課の現在の事業内容等の公表を進めるとともに、各種住民サービスが提供できる内容について検討する。	一部様式をホームページからダウンロードできるように追加するとともに、ホームページを更新できる人材を育成するため研修を実施した。施設ガイド内に各地区公民館を追加し、施設の行事等を掲載した。また「太子町総合計画」等、町が策定した施策・計画を追加して、町民に周知を図るとともに、太子町都市計画総括図の掲載を開始した。	実施	0	0		行政情報の積極的な提供の観点から、更に推進する必要があると考えられるため、引き続き取組を継続する。
46	懇話会の実施	各小学校区で、各種団体の代表者や一般住民等を交えた懇話会を開催する。	懇話会のあり方について内部検討を進め、18年度より4小学校区において、自治会長を対象としたまちづくりの集い(懇話会)を開催し、その内容について広報及び町ホームページに掲載した。 平成18年度まちづくりの集い(町政懇話会)開催実施要領(H18.6.15告示) 平成19年度まちづくりの集い実施要領(H19.6.11告示)	実施	0	0	4小学校区 各1回開催	行政情報の積極的な提供の観点から、更に推進する必要があると考えられるため、引き続き取組を継続する。
47	パブリックコメント制度の推進	ホームページや広報等を活用して制度の周知を図る。	16年度に要綱を定め、パブリックコメント制度について周知を図った。 [実施案件] 町立幼稚園統廃合計画(案)[期間:H17.4.1~4.30/意見数:39件(14人)] 国民保護計画(案)[期間:H18.10.2日~10.31/意見数:0件] 障害者計画及び障害福祉計画(案)[期間:H19.2.5~3.5/意見数:0件] 新行政改革大綱(第4次)及び同実施計画(案)[期間:H19.11.5~12.4/意見数:11件(11人)] 19年度予定:防災計画(案) 太子町パブリックコメント手続要綱(H17.1.18制定、同日施行)	推進	0	0		広聴の機会として積極的に運用する制度であることから、引き続き取組を継続する。
48	自治会要望窓口の一本化	自治会からの各種要望の窓口を統合し、事務の迅速化を図る。	自治会要望等に係る受付を一本化することは事務を煩雑化すると考えられるため、従来どおり担当課でそれぞれ受付を行い、複数課にまたがる案件、担当課が不明確な案件について、企画政策課で受け付け、庁内調整を図ることとした。 【18年度取組終了】	実施	0	0		検討した結果、現行どおりとすることを決定し、取組終了とする。
49	各種審議会の見直し	委員会の傍聴、審議内容の公表、委員公募制度の導入、定員について検討する。	審議会傍聴要領を策定し、審議会の傍聴について規定するとともに、審議会の概要、開催日程、議事録等について、町ホームページへ掲載した。 18年4月より審議会委員の公募制度を導入することを決定し、決定した委員を18年4月1日付で委嘱した。 太子町審議会等傍聴要領(H17.4.1制定、同日施行) その他関連例規改正 【18年度取組終了】	実施	0	0		実施計画における取組内容の目的達成による取組終了
50	男女共同参画の推進	審議会等での女性委員の登用の促進、女性の職域の拡大に努める。	5年間のセミナー開催実績を受けて、更に町における取組方向や推進体制(拠点)の検討を行うとともに、活動団体等の自立的な活動の支援を行うこととし、民間活動団体の自立的研究の支援を行った。	推進	0	0		現在も取組の推進を図っているが、定着してきたため、通常事務として取り組む。
51	行政手続制度の活用	行政手続制度に基づく、標準処理期間を定めた審査基準の整備を図る。	職員研修会を実施し、制度の周知を図り、理解を深めるよう指示するとともに、各所管において整備を進めるよう指導した。 県下市町の動向を踏まえ、行政手続条例、パブリックコメント手続要綱の改正を見送ることとした。	実施	0	0		現在も日常的に整備を進めているが、継続して取り組む必要があると考えられるため、引き続き取組を推進する。
52	ボランティア団体の活動支援	ボランティアセンターとの連携により、ボランティア参加の機会を積極的に提供し、広く人材の確保・育成に努めることによりボランティア団体を支援する。	福祉ボランティア団体に対して、社会福祉協議会を通じて補助金を交付するとともに、社会福祉協議会を通じてコーディネーターを派遣した。 ボランティア団体の活動及び協働にかかる調査を行い、各団体の活動を継続的に支援していくよう通知した。	推進	0	0		福祉ボランティアについては、定着しているため、引き続き通常事務で活動支援を行うこととし、その他のボランティアについて個々に新規項目として取り組む。

太子町新行政改革大綱(第3次)実施計画 取組状況 [平成19年度上半期まで]

項目名	実施計画における取組内容	実際の取組内容(19年度上半期まで)	計画上の取組(19年度)	実際の取組結果(19年度上)	効果見込額(17・18累計)	効果額(17・18累計)	その他得られた効果	今後の方針等	
53	団体事務の自主運営の推進	行政の関与を最小限にとどめ、各種団体が主体的、自主的に運営できるように指導を行う。	各種団体事務を把握するため、関係所管に対して団体事務に係る調査を実施するとともに、自主的に運営できるよう指導を行うこととした。 36各種団体への補助金・委託料・負担金等の見直しによる内部審査において、審査項目に団体の自主運営ができていないか否かの項目を含めて審査を行った。各種団体事務を把握するため、関係所管に対して団体事務に係る調査の時点修正を実施するとともに、19年度以降の取組方針を求めた。	推進	推進	0	0	現在も取組の推進を図り、補助金の見直し時の審査対象とするなど定着化してきたため取組終了とする。	
54	生涯学習の推進	生涯学習ボランティアの人材登録や人材活用を図る。	生涯学習リーダーバンクを設立し、広報で活動内容を周知するとともに、各社会教育施設にチラシを配布するなど、随時、登録者の募集を呼びかけた。また、子どもの居場所づくり事業、ジュニアリーダー養成講座、子ども会活動での活動、フォーラムでの実演・発表等の活動機会を提供した。	推進	推進	0	0	登録数 個人 19人 グループ 1	現在も取組の推進を図っており、引き続き取組を推進する。
55	行政評価システムの導入	行政評価システムの導入を図る。	先進地事例研究に時間を要するため、目標実施年度を19年度から20年度への修正を決定した。また、企画政策課と協議を行い、太子町総合計画とリンクした制度とすることを決定するとともに、本格施行に向けてシステムの構築を行い、企画政策課・総務課において一部試行して検証を行った。 <以降、担当課を総務課から企画政策課に変更>	実施	検討	0	0	現在も検討を行っているが、引き続き実施に向けた準備を行う。	
56	収入役の廃止	助役が収入役を兼務し、収入役を廃止する。	現在の任期(平成20年3月末)満了をもって廃止することを決定していたが、18年度末の収入役の退職に伴い、19年度から地方自治法の改正に伴う組織とした。 【18年度取組終了】	検討	実施	0	0	実施計画における取組内容の目的達成による取組終了	
57	組織の活用	複数の課に籍を置き複数の業務の担当を行う制度及び係制に換わるグループ制の導入について検討する。	18年4月より水道事業と下水道事業を統合して上下水道事業所を設置し、課員全員を水道事業と下水道事業の併任職員とした。 懸案事項であった水道事業所と下水道課の統合後、大きな問題も発生しなかったことから、今後も社会情勢に応じて柔軟に検討する必要があるものの、現行の組織を当面活用することとした。 【19年度上半期取組終了】	検討	実施	0	0	検討した結果、上・下水道事業の連携について目的が達成され、また、グループ制については、当面導入しないことを決定したため、取組終了とする。	
58	下水道と上水道事業の連携の強化	上下水道事業の統合について検討する。	上下水道事業所として下水道課と水道事業所を組織統合し、受付業務を役場庁舎に一本化した。 太子町行政組織規則(H18.3.28改正、H18.4.1施行) その他関連規程改正 【18年度取組終了】	実施	実施	0	0	実施計画における取組内容の目的達成による取組終了	
59	校区等の見直し	幼稚園区・小学校区の見直しを行う。	幼稚園の統廃合に係る園区の検討を実施するとともに、その他の幼稚園区・小学校区の見直しを検討した。	検討	検討	0	0	継続して検討しているが、現状を維持する意見が多いため、取組終了とする。	
60	幼稚園の統廃合	太田西東幼稚園、石海北南幼稚園の18年4月からの統合を図る。	幼稚園統廃合計画(案)を公表し、パブリックコメントを実施し、その結果を公表した。該当する幼稚園区で保護者説明会を、また、該当する小学校区(太田・石海)で地元説明会を実施した。9月議会定例会において、統廃合計画に伴う条例の一部改正の条例が議決され、H18.4の統廃合に向け準備作業を行った。 18年4月より、太田西幼稚園と太田東幼稚園を太田幼稚園に、石海北幼稚園と石海南幼稚園を石海幼稚園に統合した。 太子町立幼稚園設置条例(H17.9.30一部改正、H18.4.1施行) 太子町立幼稚園の通園区域に関する規則(H17.10.27一部改正、H18.4.1施行) 【18年度取組終了】	実施	実施	5,923	2,307	実施計画における取組内容の目的達成による取組終了	
61	農業委員会委員定数等の見直し	農業委員会の役割を、現状の農業形態に合わせた形に見直すとともに、農業委員会委員の定数の削減についても検討する。	次回(平成21年度)改選時の見直しに向けて、適正な委員数等を把握するために調査・検討を行うとともに、委員会と別に検討委員会を立ち上げて、近隣市町及び近畿圏内の同規模市町村の状況や農業委員の業務増加による今後の取り組み等について、先進事例をもとに協議を行った。	検討	検討	0	0	農業委員会内部の検討委員会において、従来どおりの定員とすることが決定されたため、取組終了とする。(19年度下半期)	
62	定員適正化計画の見直し	定員適正化計画を見直し、10年間で職員40人の削減を図る。	平成16年4月時点で一般職227人を平成27年4月187人まで(40人)削減する定員管理計画について、毎年度見直しを行った。	実施	実施	96,720	120,937	現在も取組の推進を図っているが、厳しい財政状況下において、引き続き取組を推進する。	

太子町新行政改革大綱(第3次)実施計画 取組状況 [平成19年度上半期まで]

項目名	実施計画における取組内容	実際の取組内容(19年度上半期まで)	計画上の取組(19年度)	実際の取組結果(19年度上)	効果見込額(17・18累計)	効果額(17・18累計)	その他得られた効果	今後の方針等
63	職員採用方法の見直し	有能な人材を確保するため、試験方法・採用基準の見直しを行う。		実施	0	0		現在も取組の推進を図っているが、さらに民間企業経験者等の採用等についても検討を進める。
64	嘱託職員、アルバイト職員の効果的な活用	民間委託との費用対効果、外部の専門職員登用を考慮し、嘱託職員、アルバイト職員、任期付短時間勤務職員の積極的な任用について検討する。	[17年度] 中学校事務員を町正規職員から嘱託職員に変更するとともに、用務員業務を20年4月までにすべてシルバー人材センターへ委託することを決定した。 [18年度] 給食センターの退職者(正規職員)補充としてアルバイト職員の採用を決定するとともに、19年度より公民館用務員業務を全てシルバー委託することを決定した。 [19年度] 地方公務員法第22条第5項により、臨時的任用による4月採用者については9月末で6ヶ月を越えるため、その更新については、各所属へ費用対効果の検討を指示し、効果的な活用を促した。	実施	6,878	30,969		現在も取組の推進を図っているが、厳しい財政状況下において、引き続き取組を推進する。
65	職員の意識改革	行政課題、重要施策等の行政情報を職員で共有化し、担当業務のみにとらわれることなく、町行政全般への参画意識の高揚を図る。	17年4月から市内ニュースを発行し、事務改善の意識と行政全般への参画意識の高揚を図るとともに、庁議等の会議の主な結果を庁内メールで配信し、職員の情報の共有化を図った。	推進	0	0		実施計画における取組内容の目的達成による取組終了
66	人材育成計画の見直し	身近な研修への計画的・体系的参加及び〇A専門研修・民間類似機関への研修、多様な研修への参加を含めた職員研修計画への見直しを行う。	職員研修計画を策定し、職員周知を図った。 【17年度取組終了】	実施	0	0		現在も取組の推進を図っているが、地方自治体を取り巻く厳しい環境下において、引き続き、資質向上に対する取組を推進する。
67	職員服務規定の見直し	懲罰基準を明確にした職員服務規定処理マニュアルの導入を図る。	定期昇給における懲戒処分に対する基準を設定した。 「太子町職員服務規律集」を作成し、職員周知を行い9月1日より施行した。 【18年度取組終了】	実施	0	0		実施計画における取組内容の目的達成による取組終了
68	特別職、一般職給与の適正化	特別職の給与・報酬は、類似団体の例や社会情勢を勘案しながら見直しを行う。 一般職の給与は、国家公務員の給与に準ずることを基本に給与と制度の見直しを行う。	[17年度] ・人件費削減の観点から、一般職本俸3%、特別職本俸6～8%削減 [18年度] ・人事院勧告を基本とした給与構造改革を18年4月より実施 ・初任給基準を見直し、18年4月より適用(大卒の初任給改正) ・通勤手当を国に準拠して改正し、19年1月より適用 [19年度] ・人事院勧告に基づいた内容で扶養手当を改正し、19年4月より適用 ・管理職手当を定額化することとして、19年4月より適用 一般職の給与について、国家公務員の制度に準ずることを基本に、地域手当(現行3%支給)について検討を行い、地域手当の平成20年4月廃止について職員組合との交渉・協議したが、妥結に至らず、引き続き、協議を行うこととした。また、特別職の給与・報酬について、県下各市町及び畿内の類似団体に照会した。 太子町特別職の職員の給与に関する条例(H17.3.25一部改正、H17.4.1施行) 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例(H17.3.25一部改正、H17.4.1施行) 一般職の職員の給与に関する条例(H17.3.25一部改正 H17.4.1施行、H18.12.21一部改正 同日施行(一部H19.4.1施行)、H19.3.26一部改正 H19.4.1施行)	推進	88,292	50,037		現在も取組の推進を図っているが、厳しい財政状況下において、引き続き取組を推進する。
69	職制の見直し	「副課長、課長補佐」及び「係長、主査、主任」の簡素化について検討する。	1職階1職名を基本とした職制への改正を行い、18年4月より施行した。 太子町職員の職の設置に関する規則(H18.3.28改正、H18.4.1施行) 太子町行政組織規則(H18.3.28改正、H18.4.1施行) その他関連規程改正 【18年度取組終了】	実施	0	0		実施計画における取組内容の目的達成による取組終了

太子町新行政改革大綱(第3次)実施計画 取組状況 [平成19年度上半期まで]

	項目名	実施計画における取組内容	実際の取組内容(19年度上半期まで)	計画上の取組(19年度)	実際の取組結果(19年度上)	効果見込額(17・18累計)	効果額(17・18累計)	その他得られた効果	今後の方針等
70	勤務評価システムの導入	職員の能力や勤務成績を重視できる新たな勤務評価の制度設計を行う。	給与構造改革及び町村会統一交渉の影響で、目標実施年度を19年度から20年度への修正を決定した。管理職(H18.11.1~19.3.1)及び管理職以外の一般職(H19.4.1~H19.9.30)の試行を順次実施するとともに、評定者研修、被評定者説明会を開催し、制度の周知に努めた。	検討	検討	0	0		現在も検討しており、引き続き取組を推進する。
71	勤奨制度の見直し	勤奨制度の改善を図る。	退職手当組合と協議した結果、勤奨加算率の見直しはできないため、勤奨制度の改善は行わないこととした。17年度より対象者全員に個人通知を実施し、勤奨退職希望者を募った。 【18年度取組終了】	推進	終了	0	0		検討した結果、現行どおりとせざるを得ないため、取組終了とする。
72	職員の昇任降任申出制度の導入	職員の昇任や降任の申し出を行える制度の導入について検討する。	降任における基準が不明瞭なため実施を見送り、また、先進事例の調査を行うとともに「勤務に関する調査表」を全職員に提出させて昇任・降任希望者数を把握し、検討資料を作成した。	実施	検討	0	0		現在も検討しており、引き続き取組を推進する。
73	旅費の支給基準の見直し	旅費の支給基準について見直しを行う。	職員組合との協議を継続的に行っている。	実施	検討	1,100	0		現在も検討しており、引き続き取組を推進する。
合 計 額						492,902	681,684		
(内17年度分)						(204,365)	(274,020)		
(内18年度分)						(288,537)	(407,664)		